

# 「暮らしのかけ橋」の立上げ及び実施（京都府宮津市）

宮津市社会福祉協議会 流「住民参加型在宅福祉サービス事業」

～ 個々が抱える生活課題の多様化に対し「お互いさま」の気持ちで助け合う有償の仕組みづくり～

## 事業の立上げ及び開始

- ① 検討委員会の設置及び事業の検討（6回/年）
- ② 先進地視察研修会の実施（広島県江田島市社協）
- ③ 協力者の養成講座（5回）の実施（現在35名登録）
- ④ 平成25年2月から事業開始  
（依頼件数：2月10件、3月20件）

## 事業の特徴

- ① 1時間程度のちょっとした困りごとへの対応
- ② 既存サービスではできないことへの対応
- ③ 必ず職員が依頼者宅へ訪問調査を行う
- ④ 依頼者も一緒に行うことが原則
- ⑤ 利用料は、300円/h

## 活動の様子



（部屋の片付け）



（散歩の付き添い）



（大型ゴミの破棄）



（健康器具の組立て）

## 事業を開始して

- ① 月、約20件の依頼が寄せられるようになった
- ② 本人や家族だけでなく、包括支援センターや民生児童委員からも相談あり
- ③ 依頼者の大半が、ひとり暮らし高齢者
- ④ 依頼内容は、部屋の片付け、散歩の付き添い、ゴミ捨て、庭の草抜きなど
- ⑤ 依頼内容に応じて、他機関やボランティア等へ繋げるなど柔軟に対応
- ⑥ 職員の訪問調査を通じて、新たな困りごとの発見や福祉サービスへの繋ぎ

## 事業の概要

「一緒に」取り組むから、お互い元気になる！

困っているあなたにも、何かできることはありませんか？ 協力するあなたが、今まで培った知識や経験はきっと誰かの役に立つはずです。

『暮らしのかけ橋』ってなに？

日常生活における「ちょっとした困りごと」を協力者（かけはしさん）と「一緒に行う」お互いさまの助け合い活動です。

『ちょっとした困りごと』って

「誰かちょっと手伝ってくれたら何かなる」（公的なサービスや専門機関では対応できない）ことです。（1時間くらいのお手伝いが目安です。）  
例）（屋内）お掃除、部屋の模様替え、家具等の移動、衣類等の片付けなど  
（屋外）散歩等の付き添い、庭の草抜きなど

利用者（困っている人）



- 利用者：宮津市在住で何らかの理由で困っている方
- 利用日時：平日（月～金）午前8時30分～午後5時00分の間
- お休み：土・日・祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）
- お互いが気兼ねしないために利用料をいただきます。

利用料300円（1時間の料金です）

協力者（かけはしさん）



- かけはしさんは、このお手伝いに協力していただける方です。（登録制）
- 「助け合いの気持ち」で協力ください。（かけはしさん募集中）
- お手伝いしていただく、活動費があります。
- 社協で福祉事業保険「まごころワイド」に加入します。

活動費 500円 = 利用料 300円 + 社協支援 200円  
（1時間の活動費です）

「暮らしのかけ橋」からはじまる「お手伝い」は、人と人のつながりを大切にします。

— まずはご相談ください。 —

『利用の流れ』



※ ①、②の時に、他のサービスや専門機関等がふさわしい場合はそちらをお勧めすることもあります。



**地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）**

①市区町村名	宮津市
②人口（※1）	20,064人 ( )
③高齢化率（※1） <small>（65歳以上、75歳以上それぞれについて記載）</small>	35.98% ( ) (65歳以上人口7,219人、75歳以上人口4,223人)
① 取組の概要	当市において高齢化率35%、ひとり暮らし高齢者が増加する一方で、個々が抱える生活課題が多様化しており、そうした課題を住民参加と協力により「おたがいさま」を意識した「暮らしのかけ橋（住民参加型在宅福祉サービス事業）」を立ち上げ、住民相互の助け合いにより、公的サービスの隙間を担う取り組みや他のサービス等へ繋げていきながら、在宅福祉のさらなる充実を図ることを目的に取組んだ。
⑤取組の特徴	1) 依頼内容によって、近所の方やボランティアグループに繋ぐなど柔軟な対応を行う。 2) 職員が必ず依頼者宅へ訪問し聞き取りを行うことで、別の困りごとの発見やサービス等へ繋ぐことができる。
⑥開始年度	平成25年2月1日～
⑦取組のこれまでの経緯	① 関係機関や団体等に協力をいただき事業立ち上げ検討会の設置・運営（年6回）を実施。 ② 先進地視察研修会（広島県江田島市社協）では先進地における取り組み視察研修を実施。 ③ 事業に協力していただく方の養成講座（5回シリーズ）を開催し、受講者36名中35名が協力者として登録。
⑧主な利用者とな数	宮津市在住の方で、何らかの理由で困っている方 依頼件数30件、依頼者延22名（平成25年2、3月実績）
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	社会福祉法人 宮津市社会福祉協議会
⑩市区町村の関与（支援等）（※2）	当該事業の市担当職員及び市包括支援センター職員に検討会委員として事業立ち上げに協力いただいた。
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※3）	京都府地域包括ケア総合交付金 3,000千円
⑫取組の課題	緊急時の対応（すぐ来て欲しい・雪かきなど） 協力者（かけはしさん）の調整が困難 判断に迷う依頼への対応
⑬今後の取組予定	平成25年度以降、本格的に実施
⑭その他	月平均20件の依頼あり
⑮担当部署及び連絡先	0772-22-2090

※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。  
 ※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。  
 ※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。





社会福祉法人 宮津市社会福祉協議会  
住民参加型在宅福祉サービス事業（暮らしのかけ橋）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「ちょっとした困りごと」を抱えている方に対して、住民の参加と協力により、お互いさまの気持ちで助け合う（お手伝い）活動を目的に実施する住民参加型在宅福祉サービス事業（暮らしのかけ橋）「以下（本事業）という」について必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 本事業の目的を達成するため、次の活動を行うものとする。

- （1）利用者及び協力者の募集・登録に関すること
- （2）利用活動の需要調整に関すること
- （3）利用料及び活動費に関すること
- （4）本事業に係る情報の収集・提供に関すること
- （5）本事業の広報活動に関すること
- （6）他の関係機関団体及び他のサービス等への調整に関すること
- （7）その他、本事業に必要な事項に関すること

（活動時間等）

第3条 本事業の活動時間は、概ね1時間程度を行うものとする。

- 2 活動日は、月曜日から金曜日（ただし、12月29日から翌年1月3日及び祝日等を除く。）までの午前8時30分から午後5時までを原則とする。ただし、特別の理由で必要な場合はこの限りではない。

（利用対象者）

第4条 本事業を利用できるものは、宮津市在住の者とする。

（利用の申し込み）

第5条 本事業を利用しようとする場合、利用者等が申し込むものとする。

（利用者の負担）

第6条 利用者は、本事業を利用する場合、利用料を支払うものとする。

- （1）利用料は（別表1）に定める額とする
- （2）その他、活動に伴う必要な費用については利用者が負担する。

（協力者）

第7条 本事業の協力者は、次のとおりとする。

- （1）宮津市在住で、本事業の趣旨に賛同し協力ができる者とする。
- （2）協力をしようとする者は、「協力者登録書」により、申し込むものとする。





(協力者の資格喪失)

第8条 協力者は、次に該当する場合は資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があった場合
- (2) 死亡した場合
- (3) 宮津市外へ転出された場合
- (4) その他、本会会長が不相当と認めた場合

(活動報告)

第9条 本事業で活動を行なった協力者は、活動終了後は速やかに活動報告書を提出するものとする。

(個人情報及びプライバシーの保護)

第10条 利用者に関する個人情報については、本会個人情報保護規程に基づき、適正な方法により管理する。

- 2 本事業に従事する職員及び協力者は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(活動費の支払い)

第11条 本会は、本事業で活動を行なった協力者に対し、活動費を支払うものとする。

- 2 活動費は、別途会長が定める額とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年2月1日から適用する。

別表1

- 1) 利用料は、次の表のとおりとする。

活動時間	利用料
1時間以内	300円
30分以内	150円

